

いじめ防止基本方針（学校基本方針）

いじめ防止対策推進法（平成 25 年 9 月 28 日）施行を受けて

平成 2 8 年 4 月

新宿区立鶴巻小学校

ぬくもりと優しさに満ちた安心できる場所を目指して

★児童一人一人の健やかな成長のため心の教育を重視し、「いじめ」の未然防止に努める。

鶴巻小学校 いじめ防止基本方針（いじめ防止対策推進法第 13 条）

- ・全教育活動を通して、自尊感情や自己有用感を育て、自他を大切にする児童を育成する。
- ・「いじめは絶対に許さない」という姿勢を全教職員がもち、学校・学級づくりに努めるとともに、いじめはどの学級にも起こりえるという認識にたち、早期発見に取り組む。
- ・「いじめ対策委員会（学校サポートチーム）」を設置し、「いじめ防止基本方針」に基づいた組織的な対応を、家庭、地域、関係諸機関と連携し、行う。

1 いじめ対策委員会（学校サポートチーム）の設置（いじめ防止対策推進法第 22 条）

本校に、いじめの未然防止に努め、いじめ問題に迅速に対応するための組織「いじめ対策委員会（学校サポートチーム）」を設置する。

【構成員】

校長・副校長・生活指導主任・担任・特別支援教育コーディネーター・教育相談担当
関係諸機関・スクールカウンセラー等

【委員会の役割】

いじめやいじめに類するような事案の未然防止に努めるとともに、いじめと思われる出来事が発生した場合は、全教職員で対応し、初動が遅れることがないように、迅速な情報の共有を図る。いじめ対策委員会は、その際の核となる働きをし、必要に応じて外部の協力機関とも連携していく。

2 未然防止の取組み

（1）「わかる授業」を展開し、ユニバーサルデザインの視点で環境を整える

学習の中で児童一人一人に活躍の場面をつくり、学習へ向かう意欲をもたせる。
教師の指導力の向上、授業改善のため校内研究を充実させる。
ユニバーサルデザインの視点で教育環境を整えていく。

（2）学習規律の徹底を図る（集団の一員としての自覚をもたせる）

学校生活全体を通して規範意識を育む。きまりを守ることの大切さ、心地よさを育む機会とし、全教員が同じ基準で指導を行う。特に話の聞き方、発言の仕方などに一定の規律をもたせ日々の学習活動の中で、発言したり聞いたりする姿勢を育て、コミュニケーション能力の素地を養う。
学習のきまり、持ち物のきまり等を家庭と連携し徹底していく。

（3）自己肯定感・自己有用感を育成する

学校生活全体（学習、なかよし班活動、特別活動、行事等）の場を通じ、友人関係、

集団作り、社会性を育むと共に、自分が「役に立っている」「認められている」といった自己有用感を獲得させる。

道徳の時間、道徳授業地区公開講座の充実を図る。

「居場所（子供が安全で困らないようにする）づくり」を進める中で「絆づくり」（互いに認め合う場）を進める。

（４）「いじめ」についての理解を深める

「（ふざけっこなどの）やりすぎ」「悪ふざけ」「いたずら」等の行為が「いじめ」に発展していくことを発達段階に応じて全児童に理解させ、相手を思いやる気持ちや自分の気持ちをコントロールすることができる力を育む。

- ① 教員…生活指導全体会（学期に１回）の実施、生活指導夕会（毎週金曜日）の充実を図る。まなびの教室との連携を図り、ユニバーサルデザインの視点で教育環境を考える。
- ② 児童…全校朝会校長講話、児童アンケート、SCによる全員面接（５年）ふれあい月間での学級指導（６，１１，２月）を行う。
- ③ 保護者・地域…保護者会、個人面談、学校便り、学校HPを活用して共通理解を図る。

3 早期発見の取組み

（１）日常の児童観察を丁寧に行い、確かな児童理解のもと児童の変化に気づき迅速に対応できるようにする。

- ①朝の出席点呼、遊びや言動、ふざけっこ等、気になる変化に気付いた時は生活指導主任、管理職に相談するとともに、生活指導夕会等を活用し全教職員に共通理解を図る。
- ②養護教諭や、専科、S.C、担任以外からの情報を積極的に活用する。
日常的な情報収集とともに、校内委員会、サポート会議、生活指導夕会を活用し共通理解を図る。

（２）周囲の児童からの情報収集を行い、早期発見に努める。

- ①「告げ口」「チクリ」などと呼ばれる行為への児童の意識の転換を図る。先生に伝えることは卑怯なこと、恥ずかしいことではないことをあらゆる機会を通して児童に発信する。
- ② 大人の力を借りることは、命を守るために必要なことであることを伝える。「何もしない」「周囲であおる」などは加わっていることと同じだという認識をもたせる。

（３）ふれあい月間・hyper-QUを活用し、未然防止に努める。

アンケート調査からの情報への対応を、聞き取りを中心に丁寧に行う。

- ① 6・11・2月のアンケート調査と聞き取り調査、通年で5・6年生児童へのSCによる全員面談を実施する。
- ② hyper-QUの結果を校内で共有し、学級・専科経営に生かす。

- ③ 全校朝会での校長講話（6，11，2月）を行い、児童への啓発を行う。
- (4) 地域（公園、登下校中、他団体等）からの情報収集を行う。**
日常的に地域との連携を図り情報が学校に集まる関係を構築する。
民生児童委員などとの連携を行う。※民生児童委員連絡会（夏季休業前）他
- (5) 【情報の共有】と【初期対応】を重視し、いじめ対策委員会を機能させる。**
- ① いじめ対策委員会（学校サポートチーム）を組織し、課題解決にあたる。
 - ② いじめ対策委員会は、管理職、生活指導主任、各担任、特支コーディネーター、教育相談担当、関係諸機関、SCで組織する。
 - ③ いじめ対策委員会は、いじめの未然防止を図り、いじめ予防のための意識を教職員や児童・保護者に啓発していく役割を担う。
 - ④ いじめの予防のために、すべての教職員が、些細な情報も放置したり、問題ないと個人で判断したりしないように、疑わしいと思われる出来事などは、その日の職員夕会、生活指導夕会の場で報告し情報を共有する。
 - ⑤ いじめと思われる出来事が発生した場合は、全教職員で対応し、初動が遅くならないように、迅速な情報の共有を図る。いじめ対策委員会は、その際の核となる働きをし、必要に応じて外部の協力機関とも連携していく。

4 対処について いじめ対策委員会の役割

- (1) いじめ対策委員会はいじめに対する早期対応を図るための総合的な窓口となる。
※「重大な事態」（身体や財産に重大な被害が生じる恐れ）と判断された時は校長の指示のもと、教育委員会等の指示に従って必要な対応を行う。
- (2) 情報整理と事実の確認を行い、指導の方針を検討・決定する。
「いじめられた児童」からの聞き取りとケア、「いじめた児童」からの聞き取りと指導を組織的・継続的に行う。
- (3) 保護者との連絡の窓口となる。
初期対応を重視し、保護者と連携を図り、指導方針等をわかりやすく示す。
- (4) 課題の解消まで組織的に責任ある対応を行う。
見守りと共に、問題の再発を防ぐ教育活動を継続する。
- (5) その他
本校のいじめ対策等についての評価を行い、PDCA サイクルに基づいて検証する。
 - ① 学校評価を活用し、自己評価、関係者評価等での意見をもとに改善を図る。
 - ② 項目2「未然防止の取組み」については、6月・11月・2月の職員会議での取組みについて確認する。
 - ③ 項目3「早期発見の取組み」については毎週金曜の生活指導夕会で確認する。
 - ④ 項目4「対処について」は随時、学校いじめ対策委員会で判断された方針に沿って行う。